

## 不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地改良事業に係る換地処分の公告が平成29年10月3日にされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的にした各種登記申請は、公告があった日後から事業の登記が完了するまでの間は、原則として、受理することができませんので、御注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は、登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されませんので、御注意願います。

御不明な点は、管轄登記所にお尋ねください。

仙台法務局

期 間	対象地域名	事務停止の理由
平成29年10月4日から 平成30年1月31日まで (予定)	栗原市築館字富根岸前，黒瀬 黒瀬向，富沖富，富荒瀬沖， 富大袋，富大袋道，富天神前 の各一部 栗原市築館字富曲田，富上窪， 富前田，富八幡の全部 栗原市栗駒栗原新登上田，新 松原，新大谷地の各一部 (仙台法務局古川管轄)	土地改良事業